

竹間沢第一地区で建物の新築・増改築等に当たっては、次のような手続きが必要になります。

届け出が必要な行為

- ①土地区画形質の変更
建築物の建築又は、工作物の施設のために土地の区割りを変更することをいいます。
- ②建築物の建築
建築物の新築・増改築・移転等をいし10㎡未満の場合も含まれます。
- ③工作物の建設
例えば、鉄塔・広告板・煙突等で一定の基準のものの建設をいいます。
- ④建築物又は、工作物の用途の変更
例えば、工場から倉庫へといったような使用用途の変更をいいます。
- ⑤建築物又は、工作物の形態又は意匠の変更

届け出の方法

- ①届出期間 工事着手の30日前まで（建築確認申請等の手続きを要する行為については、それらに先だてて届出を行なってください。）
- ②届出場所 三芳町役場都市計画課
- ③届出用紙 都市計画課にあります。

※問い合わせ先—

埼玉県入間郡三芳町役場都市計画課 TEL 049-258-0019
〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

ゆとりとるおいのあるまちづくり

竹間沢第一地区地区計画



三芳町

緑あふれる工業地区を目指して!!

緑あふれる工業団地を造り育てるために、お互いに守るルールを地区整備計画として決めました。

皆さんが建物や垣・柵等を築造する場合は、次のルールを守る必要があります。

1 建物の用途

良好な工業地区を形成するために、工業地域内で規制される建物のほか下記の建物等は建てられません。

1. 住宅
2. 兼用住宅
3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
4. ボーリング場、スケート場又は水泳場
5. まあじゃん屋、ばちんこ屋、射的場その他これに類するもの
6. 次に掲げる事業を営む工場

- (1) 肥料の製造
- (2) 製革にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (3) アスファルトの製造
- (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造
- (5) セメント、石こう、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
- (6) 動物の臓器又は排泄物を原料とする医薬品の製造



2 敷地の規模

敷地の分割による狭小化を防ぐために、建てられる敷地の最低限度は、200㎡でなければなりません。

3 建物(壁面線)の位置

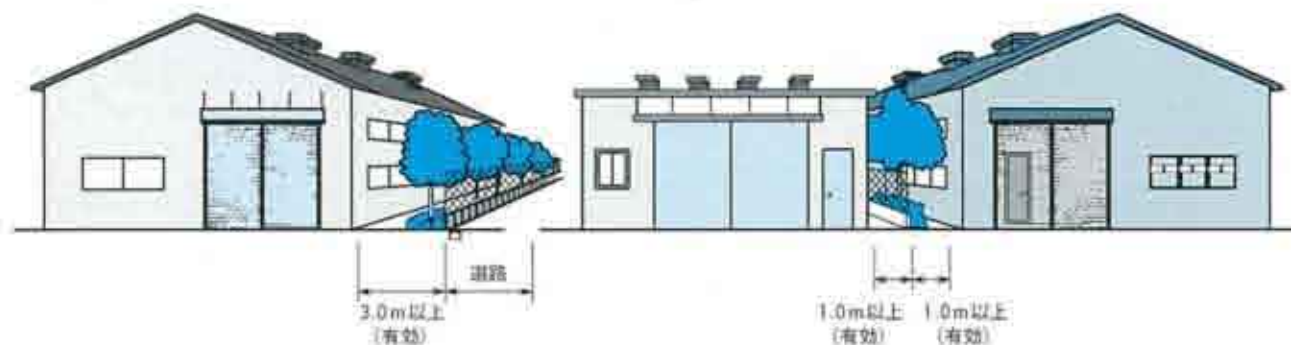
敷地内に多くの緑を確保し、ゆとりのある工業地区とするため建物等を建てる時の敷地境界からの距離が決まっています。

○道路境界線からの距離

- (1) 道路からの後退距離は、3.0m以上です。

○隣地境界線からの距離

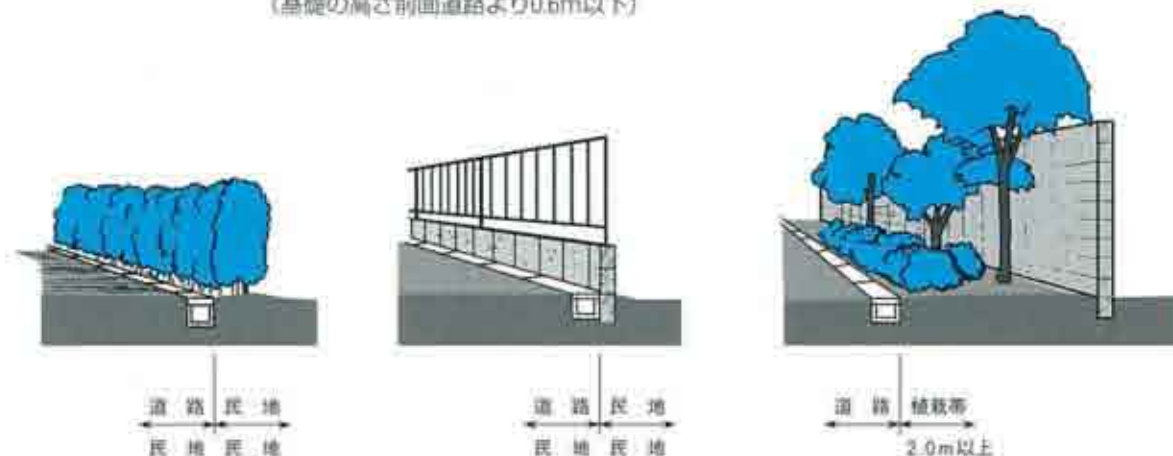
- (2) 隣接地からの後退距離は、1.0m以上です。



4 垣・柵の構造

緑あふれる工業地区にするために、生垣や2.0m以下の柵、塀にします。

- (1) いけがき
- (2) 高さ2.0m以下のネットフェンスなど
(基礎の高さ前面道路より0.6m以下)
- (3) 高さ2.0m以下の補強コンクリートブロック造りのへいなど



5 計画区域位置図

